



市 章

# 大津市公報

令 和 8 年 3 月 31 日  
号 外 (第 22 号)

発行所 大 津 市 役 所  
発行人 大 津 市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目 次

### ○ 規 則

12 大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
13 大津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則	2
14 大津市火災予防規則の一部を改正する規則	5
15 大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則	14

## 規 則

大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

大津市長 佐 藤 健 司

### 大津市規則第12号

大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和54年規則第20号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

#### 別表第1(第5条の2関係)

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	5,799円	14,597円
20歳以上25歳未満	6,260円	14,597円
25歳以上30歳未満	6,874円	16,191円
30歳以上35歳未満	7,157円	19,610円
35歳以上40歳未満	7,534円	22,499円
40歳以上45歳未満	7,697円	24,084円
45歳以上50歳未満	8,007円	26,238円
50歳以上55歳未満	7,821円	26,868円
55歳以上60歳未満	7,536円	27,949円
60歳以上65歳未満	6,450円	23,237円
65歳以上70歳未満	4,400円	17,755円
70歳以上	4,400円	14,597円

### 附 則

- この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第1の規定は、この規則の施行の日以後の期間に係る年金たる補償及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従前の例による。

-----  
大津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

大津市長 佐 藤 健 司

**大津市規則第13号**

大津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

大津市国民健康保険条例施行規則（昭和37年規則第14号）の一部を次のように改正する。

様式第17号を次のように改める。

様式第17号 (第14条の2関係)

(表)

[Blank box for stamp/signature]

年 月 日

大津市長

国民健康保険料に係る所得申告について (依頼)

国民健康保険料の賦課資料として、下記の方の所得状況が必要ですので、御多忙中恐縮に存じますが、年1月から12月までの所得を申告書に御記入の上、までに御回答くださいますようお願い申し上げます。なお、この申告書を提出されましても税申告した扱いにはなりませんので御承知ください。また、本市に転入されたことに伴い国保に加入された方については、別途前住所地の市町村にも所得照会いたします。

キリトリ

年度 国民健康保険料に係る所得申告書 (簡易申告書)

被保険者番号

(宛先)

大津市長

下記のとおり申告します。

年 月 日

住所	
ふりがな	
世帯主名	
電話番号	( )

氏名		
生年月日		
整理番号		
給与収入金額	円	
専従者給与収入額	円	
営業所得	円	
農業所得	円	
不動産所得	円	
公的年金等収入金額	円	
(年金種別)	年金	
山林所得	円	
分離課税	短期譲渡所得 (前)	円
	(特別控除前・後)	円
	長期譲渡所得 (前)	円
	(特別控除前・後)	円
上記以外の所得 (所得種類)	( ) 円	
専従者控除金額	( 人 ) 円	

本申告年度に他市町村において、住民税が課されておられる場合は当該市町村を御記入ください。(1月1日時点の住民票地等) 市町村名 【 】

収入のなかった方は、下記に記入してください。  
1 学生のため  
2 非課税年金(障害年金、遺族年金等)受給のため  
3 生活保護のため  
4 求職中のため  
5 海外からの転入のため  
6 その他 のため

当課処理欄

注意：記載方法等を裏面に記入していますので必ず御覧ください。

(裏)

**★★★所得申告について★★★**

◎当申告書は、保険料の算定資料となります。

◎所得申告をしていただき、世帯主（国保加入以外の世帯主も含む。）及び被保険者の合計所得が条例で定められた基準以下の場合には、保険料の均等割、18歳以上均等割及び平等割が軽減されますので、所得税法及び地方税法で申告の不要な方でも、必ず提出してください。

◎既に所得申告をされている場合は、本申告書は行き違いによるものですので、改めて御提出いただく必要はございません。

**★★★記載要領★★★**

◎給与収入がある場合

○収入金額（給与所得控除前の額）を記入してください。（源泉徴収票はコピーしたものを下記の添付箇所）に貼ってください。）

◎営業所得、農業所得、不動産所得及び山林所得がある場合

○総収入金額から必要経費を差し引いた金額を記入してください。

◎年金収入がある場合

○厚生年金、国民年金等の課税対象年金の場合には、1年間の年金受給額と年金の種類を記入してください。

○障害年金、遺族年金等の非課税年金の場合には、年金収入額には記入せずに、右側の収入のなかった方の記入欄2に○をつけてください。

◎分離譲渡所得（短期譲渡所得及び長期譲渡所得）がある場合

○特別控除前・後それぞれの金額を記入してください。

◎上記以外の所得がある場合

○所得金額と所得の種類を記入してください。（例 利子・配当所得等）

◎事業専従者がある場合は、人数及び専従者控除金額を記入してください。

**★★★記入等のお問い合わせは★★★**

保険年金課（直通077—528—2751）

又はコールセンター（077—523—1234 内線3287）まで御連絡ください。

**★★★記入後は郵送で市役所保険年金課まで返送していただくか、最寄りの支所に御提出ください★★★**

キリトリ

源泉徴収票（写）添付

**附 則**

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の大津市国民健康保険条例施行規則様式第17号により調製した国民健康保険料に係る所得申告書は、この規則の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

大津市火災予防規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

大津市長 佐 藤 健 司

**大津市規則第14号**

大津市火災予防規則の一部を改正する規則

大津市火災予防規則（昭和59年規則第43号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項第1号中「炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー・給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設備・ヒートポンプ冷暖房機・火花を生ずる設備・放電加工機設置届出書」を、「炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー・給湯湯沸設備・乾燥設備・簡易サウナ設備・一般サウナ設備・ヒートポンプ冷暖房機・火花を生ずる設備・放電加工機設置届出書」に改める。

第23条第2号中「煙火の打上げ等届出書」を「煙火打上げ（仕掛け）届出書」に改め、同条第4号中「水道断水・減水届出書」を「水道断水（減水）届出書」に改め、同条第5号中「道路工事又は占用等届出書」を「道路工事届出書」に改める。

第24条第1項中「指定可燃物」の次に「（以下「少量危険物等」と総称する。）」を加え、「少量危険物等の貯蔵・取扱届出書」を「少量危険物（指定可燃物）貯蔵（取扱い）届出書」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 条例第47条第2項において準用する同条第1項の規定による少量危険物等の貯蔵及び取扱いの変更の届出については、前項の規定を準用する。

第24条第3項中「前項」を「第2項において準用する第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 条例第47条第2項において準用する同条第1項の規定による少量危険物等の貯蔵及び取扱いの廃止の届出は、廃止しようとする日の7日前までに少量危険物（指定可燃物）貯蔵（取扱い）廃止届出書（様式第26号）2通を提出して行うものとする。

「  
 炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー・  
 給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設備・  
 様式第15号中 ヒートポンプ冷暖房機・ 設置届出書 を  
 火花を生ずる設備・放電加工機

「  
 炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー・  
 給湯湯沸設備・乾燥設備・  
 簡易サウナ設備・一般サウナ設備・ 設置届出書 に改める。  
 ヒートポンプ冷暖房機・  
 火花を生ずる設備・放電加工機

様式第18号から様式第22号までを次のように改める。

様式第18号 (第23条関係)

火災とまぎらわしい煙又は火炎  
を發するおそれのある行為の 届出書

年 月 日	
(宛先) 大津市 消防署長	
届出者 住所	
(電 話      -      -      )	
氏名	
發 生 予 定 日 時	自 至
發 生 場 所	
燃 焼 物 品 名 及 び 数 量	
目 的	
そ の 他 必 要 な 事 項	
受 付 欄	経 過 欄

様式第19号 (第23条関係)

煙 火 打 上 げ  
仕 掛 け 届 出 書

年 月 日	
(宛先) 大津市 消防署長	
届出者 住所	
(電 話      -      -      )	
氏名	
打 上 げ 仕 掛 け 予 定 日 時	自 至
打 上 げ 仕 掛 け 場 所	
周 囲 の 状 況	
煙 火 の 種 類 及 び 数 量	
目 的	
そ の 他 必 要 な 事 項	
打 上 げ 仕 掛 け に 直 接 従 事 す る 責 任 者 の 氏 名	
受 付 欄	経 過 欄

様式第20号 (第23条関係)

催物開催届出書

年 月 日

(宛先)

大津市 消防署長

届出者

住所

(電 話 - - )

氏名

防火 対象 物	所 在 地			
	名 称		本来の用途	
使 用 箇 所	位 置	面 積	客 席 の 構 造	
			m <sup>2</sup>	
	消防用設備等又は特殊 消防用設備等の概要			
使 用 目 的				
使 用 期 間		開催時間		
収 容 人 員		名	避難誘導及び消火活 動に従事できる人員	名
防 火 管 理 者 氏 名				
そ の 他 必 要 な 事 項				
受 付 欄		経 過 欄		

様式第21号 (第23条関係)

水道断水届出書

年 月 日

(宛先)

大津市 消防署長

届出者

住所

(電 話 - - )

氏名

断水予定日時	自 至
断水区域	
工事場所	
理由	
現場責任者名	
受付欄	経過欄

様式第22号 (第23条関係)

道 路 工 事 届 出 書

年 月 日	
(宛先) 大津市 消防署長	
届出者 住所	
(電 話      -      -      )	
氏名	
工事 (占用) 予定日時	自 至
路 線 及 び 箇 所	
工 事 ( 占 用 ) 内 容	
現 場 責 任 者 名	
受 付 欄	経 過 欄

様式第23条の2を次のように改める。

**様式第23号の2** (第23条関係)

露 店 等 の 開 設 届 出 書

年 月 日			
(宛先) 大津市 消防署長			
届出者 住所			
(電 話        -        -        )			
氏名			
開 設 期 間	自        年    月    日 至        年    月    日	営 業 時 間	開始        時        分 終了        時        分
開 設 場 所			
催 し の 名 称			
開 設 店 数		消 火 器 の 設 置 本 数	
現 場 責 任 者 氏 名	(電 話        -        -        )		
受 付 欄		経 過 欄	

様式第24号から様式第26号までを次のように改める。

**様式第24号** (第24条関係)

少量危険物 貯 蔵 届 出 書  
 指定可燃物 取扱い

年 月 日				
(宛先) 大津市 消防署長  <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">届出者 住所</div> <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">(電 話       —       —       )</div> <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">氏名</div>				
貯蔵又は取扱い の 場 所	所 在 地			
	名 称			
類、品名及び 最 大 数 量	類	品 名	最大貯蔵数量	一 日 最 大 取 扱 数 量
貯蔵又は取扱方法 の 概 要				
貯蔵又は取扱場所 の位置、構造及び 設 備 の 概 要				
消防用設備等又は 特殊消防用設備等 の 概 要				
貯蔵又は取扱いの 開始予定期日又は 期 間				
そ の 他 必 要 な 事 項				
受 付 欄			経 過 欄	

様式第25号 削除  
様式第26号 (第24条関係)

少量危険物 貯 蔵 廃 止 届 出 書  
指定可燃物 取扱い

年 月 日

(宛先)  
大津市 消防署長

届出者  
住所

(電 話      -      -      )

氏名

貯蔵又は取扱い の 場 所	所 在 地			
	名 称			

類、品名及び 最 大 数 量	類	品 名	最大貯蔵数量	一 日 最 大 取 扱 数 量

貯蔵又は取扱方法  
の 概 要

貯蔵又は取扱場所  
の位置、構造及び  
設 備 の 概 要

消防用設備等又は  
特殊消防用設備等  
の 概 要

廃 止 年 月 日

年 月 日

廃 止 理 由

受 付 欄	経 過 欄

**附 則**

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

-----

大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

大津市長 佐 藤 健 司

**大津市規則第15号**

大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則（平成18年規則第135号）の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の項中「85,490円」を「90,790円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「42,700円」を「45,400円」に改める。

**附 則**

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の本則の表の規定は、令和8年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。